

河川・水路占用料改定のお知らせ

相模原市

1 趣 旨

相模原市準用河川占用料徴収条例及び相模原市水路管理条例が改正され、平成31年4月1日に施行となります。

2 改正概要

(1) 占用料単価の改定

別添「河川・水路占用料単価新旧対照表」のとおり、占用料の単価が改定となります。

(2) 占用面積等の計算方法の変更

占用面積等の端数計算の方法が以下のとおり変更となります。

現 行... 1 m²又は1 m未満の端数を切上げ

改正後... 0.01 m²又は0.01 m未満の端数を切捨て

(例) 表示面積1.05 m²の通路橋

| | 申請数量 (m ²) | 単価 (月額換算) | 月数 | 占用料額 (円) |
|-----|---------------------------|--------------|----|-------------|
| 当 初 | 2 | 25円/月 | 12 | 600 |
| 変更後 | 1.05 | 34円/月 | 12 | 428 |

(3) 経過措置

ア 現行の占用期間中の取り扱いについて

平成31年4月1日以前に許可をしているものについては、占用期間中(5年以内)、占用許可書に記載している占用料の額となります。占用期間が満了し、次回更新を迎える時は、その時点の条例に基づき計算した占用料の額となります。

イ 激変緩和措置

条例改正後、更新した場合の占用料額については、前年度徴収額の1.2倍の額が徴収上限額となります。

(例) 平成31年度更新

外径0.20m以上0.30m未満の地下管10.00m

| 年度 | 数量 (m) | 単価 (m/月) | 月数 | 占用料額 (計算値) | 徴収上限額 (前年度×1.2) |
|-----|-----------|-------------|----|---------------|--------------------|
| H30 | 10 | 20 | 12 | 2,400円 | - |
| H31 | 10 | 25 | 12 | 3,000円 | 2,880円 |
| H32 | 10 | 25 | 12 | 3,000円 | 3,456円 |

金額を比較し、額の低い方を徴収

3 このお知らせに関するご連絡先

相模原市役所都市建設局道路部

制度に関すること

河川課 042-769-8273

申請に関すること・数量変更のお申出(各担当窓口)

| 地区 | 申請先 | 連絡先 |
|-------------------------|----------|--------------|
| 準用河川鳩川、準用河川姥川、準用河川八瀬川 | 河川課 | 042-769-8273 |
| 緑区(津久井・相模湖・藤野地区を除く)内の水路 | 緑土木事務所 | 042-775-8818 |
| 緑区(津久井・相模湖・藤野地区)内の水路 | 津久井土木事務所 | 042-780-1415 |
| 中央区内の水路 | 中央土木事務所 | 042-769-8262 |
| 南区内の水路 | 南土木事務所 | 042-749-2211 |

以上

河川・水路占用料単価 新旧対照表

| 占用物件 | | 単位 | 旧単価 (月額換算) | 新単価 |
|----------|-----------------|--|---------------|-----|
| 通路としての占用 | | 占用面積1㎡につき 1月 | 25円 | 34円 |
| 工作物の占用 | 通路橋その他これらに類するもの | 占用面積が4㎡以下の部分 | 25円 | 34円 |
| | | 占用面積が4㎡を超える部分 | 50円 | 68円 |
| | はけ口その他これらに類するもの | 占用面積1㎡につき 1月 | 50円 | 68円 |
| | その他のもの | 相模原市道路占用料徴収条例(昭和44年相模原市条例第15号)別表の例による。 | | |
| その他の占用 | | 占用面積1㎡につき 1月 | 25円 | 34円 |

工作物の占用「その他のもの」の占用料単価は、「道路占用料単価新旧対照表」をご確認ください。